

妊産婦に関する調査の調査結果に係る意見聴取の実施について

令和3年5月17日
福島県県民健康調査課

1 目的について

県民健康調査「妊産婦に関する調査」（以下「本調査」という。）については、平成23年度から実施してきたアンケート形式の調査及び電話支援等によるこれまでの調査結果と今後の方針性について、令和2年8月に検討委員会として意見をとりまとめたところ。

これまでの検討委員会における議論において、委員よりデータの解釈に当たり、外部の専門家から意見を聞きたいとの提案があったことから、本調査結果について、専門家による意見を求めるもの。

2 意見聴取者について

- (1) 検討委員会設置要綱第4条第3項の規定により、委員以外の者に意見を求める。
- (2) 上記に当たっては、疫学的観点から、一般社団法人日本疫学会等に適任者の推薦を依頼する。

3 実施方法について

本調査で得られた平成23年度から平成30年度の調査結果における下記の項目について、疫学的観点による意見書の提出を依頼する。

（※以下の数値は、『県民健康調査「妊産婦に関する調査」について』（R2.8）に基づく。）

- (1) 早産率及び低出生体重児出生率

早産率は4.8%から5.8%、低出生体重児出生率は8.9%から10.1%という回答を得たが、これらの人口動態調査における全国平均はそれぞれ5.7%、9.4%と本調査の回答とほとんど変わらなかったこととの比較についての疫学的観点による意見。

- (2) 先天奇形・先天異常発生率

先天奇形・先天異常発生率は本調査の結果では2.19%から2.85%であったが、一般的には3%から5%と報告されていることとの比較についての疫学的観点による意見。

4 実施結果について

得られた疫学的観点による意見については、次回以降の検討委員会で報告する。